

○常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成16年3月24日

条例第7号

水海道市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成3年水海道市条例第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積（以下「土地の埋立て等」という。）について、市、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「土砂等」とは、土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除くものとする。

（市の責務）

第3条 市は、市の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講ずることに努めるものとする。

（土地の埋立て等を行う者の責務）

第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、土地の埋立て等を行う土地の区域（以下「埋立て等区域」という。）の周辺の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

（土砂等を発生させる者等の責務）

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

2 土地の所有者は、その所有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

（土地の埋立て等の許可）

第6条 土地の埋立て等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

- (1) 埋立て等区域の面積が300平方メートル未満又は3,000平方メートルを超える土地の埋立て等
 - (2) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
 - (3) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
 - (4) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 土地の埋立て等の目的
 - (3) 埋立て等区域の位置
 - (4) 埋立て等区域の面積
 - (5) 土地の埋立て等を行う期間
 - (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
 - (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所
 - (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
 - (9) 土地の埋立て等の施工に関する計画
 - (10) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の申請書には、埋立て等区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第7条 市長は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質（鉛、砒^ひ素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。
- (2) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画が埋立て等

区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

(許可の条件)

第8条 市長は、第6条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のため必要な限度において、条件を付することができる。

(変更の許可等)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、同条第2項第2号又は第4号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第6条第2項第1号若しくは第11号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(着手の届出等)

第10条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 当該許可に係る土地の埋立て等に着手したとき。

(2) 当該許可に係る土地の埋立て等を完了したとき。

(3) 当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したとき。

(4) 休止した当該許可に係る土地の埋立て等を再開したとき。

2 市長は、前項の規定による届出（同項第2号又は第3号に係るものに限る。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第6条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画（前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。）及び埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画（前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。）に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

(許可に基づく地位の承継)

第11条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る土地の

埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(施工管理者の設置等)

第12条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。

- 2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(標識の掲示)

第13条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(帳簿への記載)

第14条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

(土壌の調査等)

第15条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止するまでの期間において、当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について市長が報告を求めた場合には、速やかに調査を行い、市長が報告を求めた日から30日以内に、その結果を市長に報告しなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第16条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第6条第2項の申請書の写し、第14条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域に最寄りの事務所又は事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなけ

ればならない。

(許可の取消し等)

第17条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

- (1) 第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第8条（第9条第2項において準用する場合を含む。次条第2項において同じ。）の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件（次条第2項の規定による変更があった場合にあっては、その変更後のもの。同項において同じ。）に違反したとき。
- (4) この条又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。

(措置命令等)

第18条 市長は、第6条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し、その土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第8条の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 土地の埋立て等が第7条第1号の基準又は当該許可に係る第6条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 生活環境の保全のため緊急の必要があると認めるとき。

(関係行政機関等への照会等)

第19条 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関、関係地方公共団体、関係のある公私の団体その他の関係者に対し、照会し、又は協力を要請することができる。

2 市長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等を行う土地の所有者等その他の関係者に対し、必要な協力を要請することができ

る。

(報告の徴収及び立入検査等)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者に対し、土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。

(2) 第17条又は第18条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第20条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 第20条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第3項、第10条第1項又は第11条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第13条の規定に違反したとき。

(3) 第15条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の水海道市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の許可を受けて旧条例第2条第2号に規定する事業を行っている者は、この条例による改正後の水海道市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成16年4月30日までの間は、なお従前の例により当該土地について新条例第1条に規定する土地の埋立て等（以下「土地の埋立て等」という。）を行うことができる。その者がその期間内に当該土地について新条例第6条第1項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3 前項の場合において、同項に規定する者の行う土地の埋立て等については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に発せられている旧条例第12条、第14条及び第16条第2項の規定による命令は、なお効力を有する。附則第2項の期間経過の際現に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第12条、第14条及び第16条第2項の規定により発せられている命令についても、同様とする。

5 この条例の施行前にした行為、附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる土地の埋立て等に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石下町の編入に伴う経過措置)

6 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、石下町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成3年石下町条例第10号。

以下「石下町条例」という。)の規定によりなされている許可に係る手続その他の行為については、この条例の規定にかかわらず、石下町条例の例による。

- 7 編入日前になされた石下町条例に違反する行為については、この条例の規定にかかわらず、石下町条例の例による。

附 則（平成17年条例第111号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の改正規定（「たい積」を「堆積」に改める部分に限る。）、第19条の改正規定及び第22条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。） 公布の日

(2) 第22条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）並びに附則第6項及び第7項の規定 令和7年6月1日

（経過措置）

- 2 この附則に別段の定めのあるもののほか、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項の規定による許可を受けている者であって、現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日に、改正後の条例第6条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行前にされた改正前の条例第6条第2項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第6条第2項の規定による許可の申請とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 第22条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

7 第22条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）の施行後にした行為に対して、この条例の規定又は他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。